【資料4-1・4-2】

介護サービス事業所・施設の皆様へ、県の地域包括ケア・高齢者支援課から、 お願いがございます。

「災害に遭わないためには、早めに避難することが重要であることを、機会を 捉えて利用者に周知してください。利用者の防災対策にご協力をお願いします。」 と書かれている資料を御覧ください。

河川の氾濫や土砂崩れなどの自然災害から命や体を守るためには、災害が来る前に早めに避難することが極めて重要ですが、平成30(2018)年の西日本豪雨災害では、避難が遅れて被災された人が多くいらっしゃいました。

そのため、県では、さまざまな方面から、県民の皆様に、災害の危険性があり そうな場合には、早めに避難することを呼びかけております。

事業所・施設の皆様の利用者の方々が、災害で人的被害を受けることがないよう、通所介護や通所リハビリテーションなどの機会を捉えて、在宅で生活されている利用者の方々に次のことを周知してくださるようお願いします。

1点目は、いざという時には自分はどこに避難すればよいのか、市町が定めている避難場所を普段から把握して、避難場所を決めておくことを勧めてください。

2点目は、心身の状態や一人暮らしなどから、自力で避難することが難しく、 誰かの援助が必要な人の場合には、市町行政や地域の自主防災組織などに相談して、個別の避難計画を作成しておくことを勧めてください。

3点目は,災害の危険性が迫った場合には,市町から避難行動を呼びかける「警戒レベル」が発令されます。その場合には,速やかに避難することを勧めてください。

警戒レベル3は、避難準備・高齢者等避難開始

警戒レベル4は、全員避難

警戒レベル5は、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の 行動をとる。

となっています。

皆様の利用者の方々は、高齢者等にあたりますので、警戒レベル3が出た場合には、速やかに避難する必要があります。

4点目は、大雨や暴風などのため、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難することを勧めてください。

また、利用者の方々への呼びかけとは別ですが、利用者が通所や入所(入居)する事業所・施設におかれては、厚生省令の運営基準において、非常災害対策を

行うよう規定されていますので、非常災害対策を適切に実施してください。

なお、土砂災害警戒区域等の災害の危険性が高い地域や市町が定めている具体的な避難場所などの防災に関する情報については、インターネットから『広島県防災Web』や『広島県「みんなで減災」はじめの一歩』を御参照ください。

それから、警戒レベルに関するチラシを添付しておりますので、あわせて、御 覧ください。